

○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために事業所が利用者に対して個別に利用の自粛を依頼した場合の予防専門型通所サービスの報酬について（他の日割り要件に該当しない場合）

「感染拡大防止のために休業した予防専門型通所サービス事業所の職員が居宅訪問してサービス提供した場合の報酬の取扱いについて（令和2年3月10日）」及び「感染症拡大防止のために休業した介護予防・日常生活支援総合事業の通所サービス事業所の職員が電話等による安否確認を行い、サービスを提供した場合の報酬の取扱いについて（令和2年4月20日）」を NAGOYA かいごネットに掲載しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために事業所が利用者に対して個別に利用の自粛を依頼した場合には日割り請求を行うこととし、下記のとおりを取扱いといたします。

## 1 取扱い

日割りの計算方法については利用回数×利用1回あたりの請求単位数とします。

- 現状「週1回程度」を利用している方に対するサービス提供：  
利用1回あたりの請求単位数 385単位（55単位（日割）×7日分）  
※現状コードの「日割」の日数に「7」を入力して請求する。
- 現状「週2回程度」を利用している方に対するサービス提供：  
利用1回あたりの請求単位数 452単位（113単位（日割）×4日分）  
※現状コードの「日割」の日数に「4」を入力して請求する。

（注）月額報酬を超えた場合は月額のコードを使用してください。

例1：本来一月に4回利用する予定の「週1回程度」を利用している方に対し、感染症拡大防止のために個別に利用の自粛を依頼し、3回の利用となった場合  
⇒ 3回（利用回数）×385単位（利用1回あたりの請求単位数）=1,155単位で請求する。

例2：本来一月に9回利用する予定の「週2回程度」を利用している方に対し、感染症拡大防止のために個別に利用の自粛を依頼し、8回の利用となった場合  
⇒ 8回（利用回数）×452単位（利用1回あたりの請求単位数）=3,616単位>3,428単位（月額）となるので、月額報酬（3,428単位）のコードで請求する。

## 2 その他

- ・通常と異なる形での請求方法となりますので、利用者本人・家族への十分な説明をお願いします。また、担当ケアマネジャー間の十分な連携をお願いします。
- ・本取扱いについては暫定的なものであり、今後、国の通知等により変更する可能性があります。

【お問い合わせ】

名古屋市健康福祉局介護保険課指導係  
電話：(052) 972-2594